

平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 昭 文 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 黒 田 茂 夫
コ ー ド 番 号	9 4 7 5 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 大 野 真 哉
T E L	0 3 - 3 5 5 6 - 8 1 7 1

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 57 期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行決議までの経緯および移行の目的

当社におきましては、事業活動を通じて利益を上げ、企業価値を継続的に増大させることが重要であると考えております。

近年、縮小傾向にある出版市場をはじめ、当社を取り巻く事業環境が厳しさを増すなかで企業価値の向上を実現するためには、機動的な経営判断と効率的な行動が不可欠であります。そのような状況におきましても、経営の健全性と透明性を維持できる体制を確保するには、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると認識しております。

昨年には、経営判断の場面における独立的な立場からの意見反映を目的に、当社として初めての社外取締役を選任しており、当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化を着実に図ってまいりました。

今般の改正会社法のもと、新たな機関設計として創設された監査等委員会設置会社におきましては、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会が設置されるとともに、監査等委員が取締役であることから、取締役会での議決権を行使することで、取締役会の監督機能を一層高めることが可能となります。

当社は、新たな機関設計への移行による経営監督機能の強化が、コーポレート・ガバナンス体制の充実につながり、さらには中長期的な企業価値の向上にも結び付くものと判断し、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

監査等委員会設置会社への移行後は、定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができ、迅速な意思決定が可能となります。また、取締役会の決議事項を重要な議案に絞り込むことにより、取締役の経営監督機能を一層強化できるようになります。

当社は、常勤の監査等委員を置くことを予定しており、監査等委員会による監査の実効性も確保してまいります。

2. 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 57 期定時株主総会において、必要な定款変更について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

3. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更および移行後の新体制につきましては、本日付の「定款の一部変更に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上